

(参考)児童養護施設等について

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
乳児院	児童福祉法 第37条	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退所したのものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	120か所	3, 143人
保育所	児童福祉法 第39条	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。	22, 720か所	2, 118, 352人
児童厚生施設	児童福祉法 第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設。	4, 718か所 (児童館)	—
児童養護施設	児童福祉法 第41条	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。	559か所	30, 764人
情緒障害児 短期治療施設	児童福祉法 第43条の5	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。	31か所	1, 131人
児童自立 支援施設	児童福祉法 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したのものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	58か所	1, 836人
幼稚園	学校教育法 第22条	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。	13, 723か所	1, 705, 402人

障害児施設の利用者の年齢構成について(入所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齢期・青年期 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
肢体不自由児施設	31.3%	59.9%	8.9%
肢体不自由児療護施設	9.7%	43.5%	46.8%
盲児施設	5.8%	81.0%	13.1%
ろうあ児施設	12.1%	81.2%	6.7%
重症心身障害児施設	2.8%	10.1%	87.1%
知的障害児施設	3.2%	56.8%	40.1%
自閉症児施設	3.4%	67.2%	29.4%

〈社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)〉

障害児支援に関する現行制度

サービス分野	根拠法	実施主体	備考
<p style="text-align: center;">在宅</p> <p>(居宅介護・児童デイサービス等)</p>	<p style="text-align: center;">障害者自立支援法</p>	<p style="text-align: center;">市町村</p>	<p>障害種別による区別なし</p>
<p style="text-align: center;">通所</p> <p>(知的障害児通園施設・肢体不自由児施設 等)</p>			<p style="text-align: center;">児童福祉法</p>
<p style="text-align: center;">入所</p> <p>(重症心身障害児施設・知的障害児施設 等)</p>			

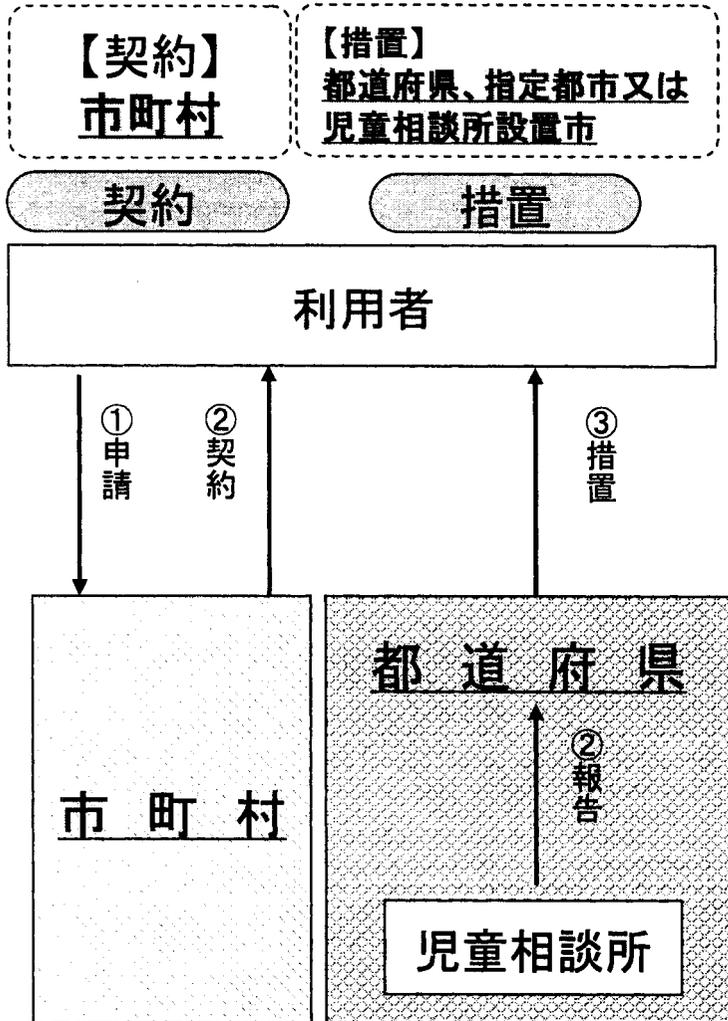
障害児施設などの実施主体

＜保育所＞
(児童福祉法)

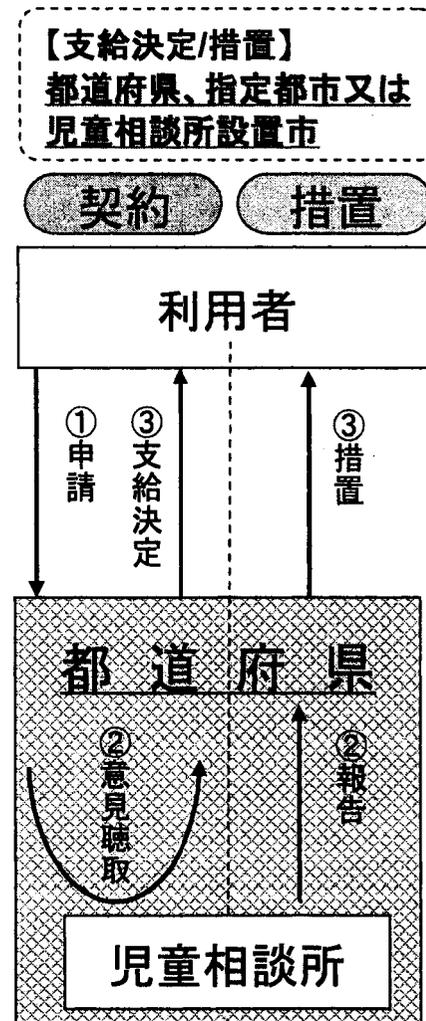
＜児童養護施設＞
(児童福祉法)

＜障害児＞
(児童福祉法)

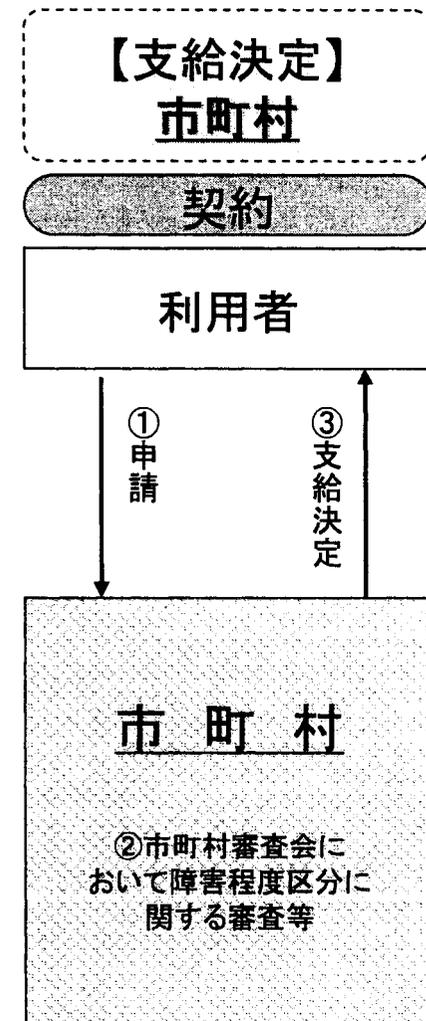
＜障害者＞
(障害者自立支援法)



※ 市町村に通告する場合もある。



※ 市町村に通告する場合もある。



障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)(抄)

平成19年12月7日

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

5 サービス体系の在り方

障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の視点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。

障害児支援の見直しに関する検討会の開催について

検討会の開催状況

- 第1回 日時：3月18日（火）
議題：現行の障害児支援施策等 について
- 第2回 日時：4月15日（火）
議題：関係団体からヒアリング
- 第3回 日時：4月25日（金）
議題：関係団体からヒアリング
- 第4回 日時：5月12日（月）
議題：障害の早期発見・早期対応策について
就学前の支援策について
- 第5回 日時：5月30日（金）
議題：就学前の支援策について
学齢期・青年期の支援策について
- 第6回 日時：6月10日（火）
議題：ライフステージを通じた相談・支援 について
家族支援の方策について
- 第7回 日時：6月16日（月）
議題：入所施設の在り方 について
行政の実施主体について
- 第8回 日時：6月24日（火）
議題：論点整理

（メンバー）

- いちかわ ひろのぶ
市川 宏伸 （都立梅ヶ丘病院長）
- かしわめ れいほう
◎柏女 霊峰 （淑徳大学教授）
- きたうら まさこ
北浦 雅子 （全国重症心身障害児（者）を守る会会長）
- きみづか まもり
君塚 葵 （全国肢体不自由児施設運営協議会会長）
- さかもと まさこ
坂本 正子 （甲子園短期大学教授）
- さかもと ゆうのすけ
坂本 祐之輔 （東松山市長）
- しばた ひろや
柴田 洋弥 （日本知的障害者福祉協会政策委員会委員長）
- すえみつ しげる
末光 茂 （日本重症児福祉協会常務理事）
- そえじま ひろかつ
副島 宏克 （全日本手をつなぐ育成会理事長）
- たなか まさひろ
田中 正博 （全国地域生活支援ネットワーク代表）
- なかじま たかのぶ
中島 隆信 （慶應義塾大学客員教授）
- はしもと かつゆき
橋本 勝行 （全国肢体不自由児者父母の会連合会会長）
- まつや かつひろ
松矢 勝宏 （目白大学教授）
- みやざき ひでのり
宮崎 英憲 （東洋大学教授）
- みやた ひろよし
宮田 広善 （全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長）
- やまおか しゅう
山岡 修 （日本発達障害ネットワーク副代表）
- わたなべ けんいちろう
渡辺 顕一郎 （日本福祉大学教授）

※ 開催時期等：平成20年3月から7月までを目途とする。

以上17名

障害児支援施策の検討項目

【見直しの基本的な視点】

- ◇ 子どもの自立に向けた発達支援
- ◇ 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- ◇ 家族を含めたトータル支援
- ◇ できるだけ子ども・家庭にとって身近な地域における支援

【具体的な検討事項】

1. 障害の早期発見・早期対応策
2. 就学前の支援策
3. 学齢期・青年期の支援策
4. ライフステージを通じた相談支援の方策
5. 家族支援の方策
6. 入所施設のあり方
7. 行政の実施主体
8. その他

障害福祉サービスの体系

<旧サービス>

(支援費制度等)

<新サービス>

(障害者自立支援法)

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 児童デイサービス
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

施設サービス

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ移行(※)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護 (医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護 (福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援 (A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

※概ね5年程度の経過措置期間内に移行
※この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

サービス種類別の総費用額(平成20年2月分)

※「障害者自立支援支払等システム」を通じて請求・支払等を行ったデータの速報値

(千円)

